申　　入　　書

２０１５年１１月９日

〒530-8251 大阪市北区梅田３－４－５
毎日新聞大阪本社　御中

大阪市北区西天満６丁目７番４号大阪弁護士ビル４階
ＴＨＥペット法塾代表　弁護士　植田勝博
TEL:06-6362-8177　FAX:06-6362-8178

毎日新聞2015年5月2日付大阪版「法律のツボ」「近所で放し飼いのネコ心配」の記事（回答者：弁護士）（最初の記事）が、動物愛護法の規定に反する誤った説明がなされました。

その後に、その誤りの訂正記事が、毎日新聞2015年5月23日付「読者の意見に再回答」（訂正記事）として掲載されました。しかし、これにも誤った内容、不正確な内容の掲載がされました。

記事の誤りを指摘し、上記の、飼猫、野良猫の飼養について、誤った記事の誤解により、動物愛護法及びその趣旨に反する誤解を社会へ発信されないこと、正しい報道がなされることを強くを求めて本申し入れを致します。

１　最初の記事「ネコは放浪癖があり、室内飼いは虐待になる。法律は放し飼いが認められている」との点について、「室内飼いは虐待」との記載は誤っています。室内飼いは望ましい、とされています。

猫は、野良猫を含めて、狭い地域で生活し、室内飼いは一般的であり、必ずしも猫は放浪癖は強くないと言われています。

訂正記事では、「室内飼いは虐待にならない」と訂正されましたが、「放浪癖のある猫を無理矢理室内に閉じこめておくのは、習性に反した飼育として虐待とも捉えられる」とする記事は、猫の生態等を含めて誤解を招く誤ったものです。

2　最初の記事「ネコが他人に損害や衛生面で問題を引き起こしたとき」「迷惑をかけたり、損害を発生させたり」「猫が外で鳴く、フンやオシッコを外でしたりするとき」は、「飼主の責任問題が発生する」との点は不正確です。

飼主のいない猫への餌やりは基本的に自由であり、動物の管理責任はありません。外を徘徊している野良猫については、自分で行動をして餌を取り、糞尿をしているので、因果関係はありません。

近隣の猫の迷惑とは、相隣関係において工場や工事の騒音、日照被害などにおいて、受忍限度を超えるときには、その原因者に対して損害賠償を請求することができます。野良猫餌やり者への損害賠償を認めた判決がありますが、受忍限度を越える被害か否か、猫餌やり者が原因者と認められるか、について、充分な審理と認定がされておらず不十分と認められます。また、野良猫への餌やりと損害は直接因果関係はなく、安易な責任を認めることは、猫餌やり禁止につながり、これは、野良猫の命と人と動物の共生（動物愛護法２条１項、基本原則）の趣旨に反し、給餌、給水をさせないことは虐待の犯罪（同法４４条）にもつながり、動物愛護法の趣旨に反します。

3　最初の記事「野良猫は動物愛護法が適用されない。野良猫は駆除の対象になる」との記載は誤っています。野良猫は愛護動物であり、その遺棄、虐待、駆除即ちみだりな殺傷は犯罪です（動物愛護法４４条）。

訂正記事では、「動物愛護法は野良猫に適用される」と訂正がされましたが、「環境省は、法の対象動物を飼猫としている」と記載は明らかに誤っています。環境省が飼猫のみしか対象としないならば、環境省は法律に違反する違法行政がされていることになります。この点、環境省が違法行政をしているとの明確な事実は把握されておりません。

4　最初の記事「環境省は、犬猫の適正飼養のためのガイドラインに、行政と地域が協力をしてルール作りに取り組む」「マイクロチップを装着させるシステム作りを盛り込んでいる」との記載は不正確です。環境省は行政省庁です。動物愛護法においては、動物の飼主は、終生飼養義務を含めて適正飼養義務があり、野良

猫については、平成24年改正動物愛護法付帯決議において、殺処分「ゼロ」をめざし行政においては、殺処分目的の野良猫の引き取りを禁じ、TNR（捕まえる、避妊去勢、元の土地へ戻す）により一代限りで野良猫を保護することが求められています（「官民一体」附帯決議８項）。環境省にはその実施責任があります。

「マイクロチップ」は24年改正法の附則で、５年を目処にその実効化をすることを規定しています。

5　最初の記事「ネコに飼主の名前などの首輪をはめておくこと」「鳴き声、大小便の被害が生じていることを告げ、これに対応をしない飼主に対しては、行政や弁護士に相談をして下さい。」との点については、その趣旨が、最初の記事「野良猫は駆除の対象になる」（最初の誤った記事）との関連で猫による被害相談となっていますが、不正確、不適切で誤解を招く虞があります。

猫は昔から近隣に徘徊している動物です。動物愛護法の基本原則（２条）は、「動物の命」と「人と動物の共生」をうたっており、猫は命あるものとして鳴き声、糞尿をするもので、「共生」とは、迷惑だとして一方的に存在を排除するのではなく、人に、一定の遠慮や我慢、妥協、共生を必要とします。

野良猫が迷惑だとの声が行政をして年間何十万匹とも言える猫の殺処分をさせて来ました。猫に罪はなく、野良猫等の「被害」など地域の野良猫問題は、関係する人達、及び行政を含めて官民一体で地域の野良猫の避妊去勢とその保護をすべきこととしています。猫餌やり禁止（虐待）、殺処分（みだりな殺傷）は、動物愛護法が規定する犯罪を強いることにつながり同法の趣旨に反します。